

平成30年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組（会計検査院）

○ 省全体における取組

- ・ 出張停止期間を設定（7月30日～8月31日の間は、原則として会計実地検査等の出張を行わない。）
- ・ 業務のより合理的、効率的な運営に資するため業務改善に関する制度の利用の呼びかけ
- ・ 休暇の計画的使用を促進するとともに、プレミアムフライデーに合わせた休暇の取得について周知
- ・ 院内ポータルサイトを活用した情報の共有
- ・ 幹部会議をペーパーレス化するとともに、その他の会議についてもペーパーレス化を検討

○ 各職場単位における取組

- ・ 特定の時間帯を集中タイムと設定し、業務効率を向上（事務総長官房）
- ・ タイマー会議及びスタンディング・ミーティングの実施（事務総長官房）
- ・ スケジュール管理表により業務内容や予定が見える化・共有・振り返り（事務総長官房、各局）
- ・ チーム制・当番制の導入や応援体制の整備により、一部職員への業務の負荷集中を改善（各局）
- ・ 業務マニュアルの整備による作業手順や業務に必要な知見の共有（各局）

○ 「ゆう活」実施概要

- ・ 実施期間：平成30年7月及び8月の2か月間
- ・ 実施概要等：職員の希望や業務状況等に応じて、実施期間中における要勤務日のうち、任意の10日間以上について、終業時刻を17:15以前に割り振ることにより実施
※ 実施に当たっては、フレックスタイム制を活用する方法も推奨する。